

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 2 月 定 例 会 ——

平成 2 1 年 2 月 1 9 日（木）

開 催 日 時 平成21年2月19日（木） 午前9時30分～午前10時50分  
開 催 場 所 市役所5階505会議室  
出 席 委 員 伊藤文代委員長  
吉田昌子委員長職務代理者  
荒畑忠弘委員  
森井良子委員  
阪本伸一教育長  
説明のための出席者 昼間守仁教育部長  
山田裕教育部理事兼指導課長  
阿部和生教育庶務課長  
大滝安定学務課長  
永田達也学務課長補佐  
白倉克彦指導課長補佐  
有馬哲雄生涯学習推進課長  
大平真一生涯学習推進課長補佐  
武藤真仁体育課長  
島林正美中央公民館長  
柄澤俊彦中央図書館長  
仙北谷仁策指導主事  
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任  
傍 聴 者 なし

午前9時30分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会2月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、吉田委員長職務代理者及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（7）、及び、議案第57号から第59号までは、人事案

件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手を願います。

—賛成者挙手—

#### ○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

#### (委員長報告事項)

#### ○伊藤委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（１）東京都市町村教育委員会連合会研修会について。私から報告いたします。資料No.1をごらんください。

２月３日に自治会館で行われたこの研修会には、教育委員全員と石川教育庶務課長補佐が参加しました。

資料でございますとおり、お茶の水女子大学名誉教授、森隆夫氏の「心の教育は「感動」と「感化」」という講演を聞きました。

幼いころより親が子どもにける言葉が大切であるということから始まり、家庭が子どもたちの心の庭として機能し、会話や笑いで子どもの心を揺さぶり、なおかつ熟慮や決心の場を与えることが心の教育につながるというようなお話であったかと思えます。

次に、委員長報告事項（２）教育委員管外視察研修について。私から報告いたします。資料No.2をごらんください。

去る２月１２日から１３日にかけて、教育委員全員と事務局より部長の計６名で特別支援教育の取り組みをテーマに、大阪府豊中市と高槻市について学校現場の様子、授業も含め視察研修をしました。

両市とも長い歴史に根差した充実した取り組みがなされており、有意義な視察研修を行うことができました。特別支援教育に対して人権問題を含めて視野が広がったと同時に、認識も深まったというのが、教育委員全員の共通した感想です。今後に生かしてまいりたいと存じます。

自治体ごとに歴史や財政規模または都道府県レベルの補助なども違いますから、小平市との比較が難しいことは言うまでもありません。しかしながら授業スタイルの確立と習得、個別支援システムの構築などについては、小平市においても見習うべきものがあるのではという印象を持ちました。

たくさんの資料を持ち帰りましたので、施策を進める上で、また学校現場を支援する際などに参考にしていただければと存じます。

#### (教育長報告事項)

##### ○伊藤委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）教育長の兼職について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

##### ○阪本教育長

教育長報告事項（１）教育長の兼職について、報告いたします。資料はございません。

本件は、地方教育公務員特例法第１７条第１項に基づく兼職につきまして、１件、報告申し上げるものでございます。

内容は、このほど東京都教育委員会が外部人材活用の窓口を担う新組織の設立準備と、その業務内容を検討する新組織検討委員会を設立いたしましたでしたが、その委員に東京都市教育長会を代表して就任したものでございます。

以上でございます。

##### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

##### ○阪本教育長

教育長報告事項（２）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、報告いたします。資料はございません。

平成２１年２月１８日現在の市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で１５校、延べ７６学級の学級閉鎖を措置いたしました。中学校の学級閉鎖は４校、延べ１５学級でございます。

また、昨年の同時期における臨時休業は、小学校で８校、延べ１１学級で、中学校はございませんでした。

なお、各学校には、東京都と小平市の学級閉鎖の情報を提供するとともに、引き続き、インフルエンザの予防の指導として、十分な栄養と休養をとり、手洗い、うがいの励行等について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

**○伊藤委員長**

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（３）中央図書館の臨時休館について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

**○阪本教育長**

教育長報告事項（３）中央図書館の臨時休館について、報告いたします。資料No.3をごらんください。

現在、中央図書館では、平成21年1月19日から3月25日までを工期として、防火設備等の大規模な改修工事を行っております。

今後、工事期間中は比較的大きな騒音や窓ガラスの取りかえなどで、一時御利用に御不便をおかけすることとなりますので、事前にお知らせさせていただくものでございます。

図書館といたしましては、可能な限り開館いたしますが、利用者の安全の観点も含めまして、来る3月9日から13日及び同月16日から20日まで、中央図書館を休館させていただきます。

その間の3月14日、15日は、工事の騒音等で御迷惑をおかけしますが、両日とも開館し、図書の貸し出し、返却等を中心に業務を行います。

なお、3月21日の土曜日からは、平常どおり開館する予定でございます。

また、地区図書館、分室は平常どおり開館いたします。

利用者の方々には、市報やホームページ、ポスター、チラシなどでお知らせしているところでございます。

以上でございます。

**○伊藤委員長**

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（４）寄附の受領について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

**○阪本教育長**

教育長報告事項（４）寄附の受領について、報告いたします。資料No.4をごらんください。

〔I〕は、金100万円を、株式会社アイティープラス様から、小平市育英基金への指定寄附として、御寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上でございます。

**○伊藤委員長**

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（５）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長か

ら御説明をお願いいたします。

**○阪本教育長**

教育長報告事項（５）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。  
今回報告いたします承認事業は、資料No.5のとおりでございます。  
詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

**○伊藤委員長**

阿部教育庶務課長、お願いいたします。

**○阿部教育庶務課長**

それでは、本日報告いたしますのは、２件でございます。  
最初に、受付番号（９３）。事業名、不登校・ひきこもり無料相談会。こちらは毎年使用承認しております。  
次に、受付番号（９４）。事業名、第３回子育てセミナー。こちらも毎年使用承認しております。  
以上でございます。

**○伊藤委員長**

ありがとうございました。  
次に、教育長報告事項（６）事故報告Ⅰ（１月分）について、阪本教育長から御説明をお願いいたします。

**○阪本教育長**

１月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.6のとおりでございます。  
詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

**○伊藤委員長**

山田教育部理事、お願いいたします。

**○山田教育部理事**

１月分の事故報告Ⅰについて報告いたします。  
はじめに交通事故は、小学校においても、中学校においてもございませんでした。  
次に一般事故についてです。管理下の事故が小学校で３件ございました。  
事故の内容については、２件が休み時間に起きた事故で、どちらも遊んでいた中で発生した事故でございます。あと１件については、特別教室から教室へ移動する際に起きた事故でございます。

す。

なお、今月の事故は先月と比べますと、交通事故は1件の減少、一般事故は16件の減少でございました。

昨年と同じ月と比べますと、交通事故は2件の減少、一般事故は6件の減少でございました。以上でございます。

#### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

#### ○吉田委員

小平市立小学校のインフルエンザによる臨時休業についての御報告がございましたが、これを伺っておりますと、やはり今年は昨年より随分多いなという感じを受けました。今後もこれからの予防の指導をしていただきたいと思います。

今、新型インフルエンザの流行が懸念されているわけがございますけれども、対応策というものは何かお考えになられているのでしょうか。

#### ○大滝学務課長

現在、小平市といたしまして健康課が中心になり、小平市の新型インフルエンザ対応マニュアル（仮称）を作成する方向で検討をし、今年度中にはそのマニュアルが作成できる予定でございます。

教育委員会といたしましても、新型インフルエンザにつきましては、教育委員会だけでは対応ができない状況になるということで判断しておりまして、市でつくるマニュアルを基に、できましたら教育委員会といたしまして対応策を検討いたしまして、学校に示していきたいと考えております。

ただ、東京都、国から新型インフルエンザのリーフレット、パンフレット等が送られてまいります。それにつきましては、随時学校の方には情報提供という形の中で提供させていただくとともに、健康課からの新型インフルエンザの情報につきましても、学校には情報提供をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

○荒畑委員

寄附の受領についてということで、100万円という高額の寄附を、株式会社アイティープラスさんからいただいておりますが、この会社につきまして、またこの会社の教育についての取り組みを、差し支えない程度に御説明いただけたらと思います。

○永田学務課長補佐

このアイティープラスさんは、毎年市民まつりの売上金を大体100万円ほど寄附をいただいております。営業所が市民まつりの会場の近くにあるということで、毎年出店されているというふう聞いております。

○伊藤委員長

業種は。差し支えなければ。

○永田学務課長補佐

いろいろな業種を経営しておりまして、車の販売とか各種コンサルタント業とか、いろいろな業種を展開されている会社です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは以上で、(1)から(6)までの教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○伊藤委員長

次に、協議事項を議題とします。

協議事項(1)平成20年度小平市教育委員会表彰について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

協議事項(1)平成20年度小平市教育委員会表彰について、説明いたします。資料No.8をごらんください。

小平市教育委員会では、小平市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著な



もの及び他の模範と認められる行為を行ったものに対し、表彰式を行っています。

今回の表彰は、小平市立学校に在学する児童またはこれらの者で構成する団体に対するものでございます。

対象となりますのは、小平市教育委員会表彰等に関する規程第2条第1号ウに該当する7名・1団体となっております。

詳細については、資料をごらんいただきたいと存じます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

このことにつきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

ーなしの声ありー

#### ○伊藤委員長

それでは、この件につきましては了解ということで御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

#### ○伊藤委員長

それでは次に、協議事項（2）東京学芸大学との地域連携協定書の締結について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

協議事項（2）東京学芸大学との地域連携協定書の締結について、説明いたします。資料No.9をごらんください。

東京学芸大学との地域連携については、平成15年2月6日付で「東京学芸大学と小平市教育委員会との地域連携協定書」により協定を締結しておりますが、締結後、既に5年以上が経過し、現在では、地域連携の実情や取り組みの内容が多岐にわたってきております。

そのことから、今回、地域連携協定書の内容を見直し整理した上で、国立大学法人東京学芸大学と小平市教育委員会とで、新たに締結を取り交わすものでございます。

主な変更点でございますが、第3条協議会における連携協議事項、（6）学生の教育及びインターンシップに関すること及び（7）学術資料、刊行物及び学術情報の交換に関すること、を追加しております。

なお、裏面にあります、別紙「地域連携協議会設置要綱」につきましても、あわせて変更するものでございます。

主な変更点につきましては、3協議会の組織の委員について、現在の組織にあわせた形に、追

加・修正したものでございます。

以上により、地域連携協定書を締結したいと考えますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

このことにつきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

ーなしの声ありー

#### ○伊藤委員長

それでは、この件につきましては了解ということで御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

#### ○伊藤委員長

それでは次に、協議事項（３）小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○阪本教育長

協議事項（３）小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、説明いたします。

このたび、小平市立小平第三小学校校長から学校経営協議会を置く学校として指定を受けたい旨の申請が、資料No.10のとおりございました。

小平第三小学校は、平成20年4月より、文部科学省の委託研究事業である「コミュニティ・スクール推進事業」を受託し、コミュニティ・スクールについての研究を進めてまいりました。

平成21年1月15日までに、計11回の推進委員会を開催し、協議を重ねております。研究に当たっては、推進委員及び教職員が、先進校の視察や全国の文部科学省フォーラムに積極的に参加し、コミュニティ・スクールに対する理解を深めるとともに、小平第三小学校らしい、コミュニティ・スクールについて、研究を深めてきました。小平第三小学校はこれまでも、地域に開かれた学校として、青少年対策三小地区委員会の活動、保護者や地域によるボランティア活動、地域との連携による授業の創造など、地域と保護者、学校と連携した取り組みが盛んに行われており、既にコミュニティ・スクールを実施する土壌が形成されているといえます。

また、推進委員からは、コミュニティ・スクールとしての指定を受けることが、さらなる教育活動の充実、組織の活性化が図られることから、1年早く指定を受け、実践を積むことが必要との意見が多く出されるようになりました。

そのことから、これまでの取り組みや経過を踏まえ、校長からのヒアリングを実施した結果、

小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針に掲げる理念、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成することができると認められるため、平成21年4月1日に指定を行うことが、望ましいと判断したものでございます。

なお、小平第三小学校を学校運営協議会を設置する学校として、指定するものとして、手続を進めるにあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第9項の規定により、東京都教育委員会に協議書を提出することとなります。

以上、小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、協議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

それでは、このことにつきまして御質問、御意見等ございますでしょうか。

#### ○吉田委員

この資料の中に、指定しようとする学校の運営上の課題というものが載っております。その中に、児童数が今非常に多く、小平でも2番目の児童数ということになっております。

これからも、小平第三小学校の学区域は新たにマンションや戸建てが建つ予定もございます。そうなった場合に、今でさえ人数が多く空き教室もない状態ということで、また運動場、校庭も非常に狭いということがございますが、それに対して何か対応策を検討していくことはございますでしょうか。

#### ○伊藤委員長

その御質問は、学校の状況に関することと思っております。お答えいただけますか。

#### ○阿部教育庶務課長

今吉田委員の方から御指摘があったとおり、小平第三小学校につきましては、児童数の増加ということで私どもの方もとらえております。ただ、現在のところ、まだ使用できる教室がございますので、しばらくは大丈夫かという認識でございます。

それで小平第三小学校につきましては、施設の状況でございますが、校舎等も大分以前に建てられたもので、例えば増築いたしますと、ほかの部分についても相当の工事費がかかる。既存不適格といいまして、金額的にも現校舎の方を大分直さなくてはいけないと。恐らく億単位の金がかかるのではないかとということがございます。

そういう財政上のことも考慮しまして、今後の推移をもう少し見極めて教室不足には陥らないような対応をとってまいりたいと思っております。

以上でございます。

## ○伊藤委員長

ほかにございせんか。

小平第三小学校も頑張ってくださいているようすけれども。

先日2月11日に学校で報告会が開かれたようすで、ホームページを拝見しましても参加人数も多いうすで、写真がアップされておりましたが、関心の高さが伺えます。ここで指定ということすで、指定の条件が整ってきたということすでしょうけれども、その地域の高まりとか、そういつたあたり詳しくお話いただければと思ひます。

## ○山田教育部理事

コミュニティ・スクールの指定につきては、私どもが考慮した点は3点ございます。

まず1点目としては、学校経営の方針の中に位置づけられているか、ということ。

2点目として、コミュニティ・スクールの運営推進ができる組織と体制が整えられているか、ということ。

3点目として、今御指摘いただきました保護者、地域への周知と、理解が図られているか、という点でございます。

特に3点目につきては、指導課担当が把握しておひますので、指導課長補佐の方からお答え申し上げます。

## ○白倉指導課長補佐

保護者地域への周知及び情報の提供につきて、でござひますが、小平第三小学校におきましては、まず平成20年4月の段階で学校だより及び学校説明会等をおいて、すべての保護者にコミュニティ・スクールの指定に向ける説明等を行っておひます。

また、6月の段階では、地域、保護者対して、アンケートという形で地域の方すべてに配布し、周知を行っておひます。

また、その結果を受けましたアンケートの結果をコミュニティ・スクールだよりというものを作成しまして、地域、保護者に配布している状況でござひます。

先ほど委員長からお話がありました2月11日の実践報告会におきましては、学校から地域、保護者につきて説明がありまして、その中でコミュニティ・スクールにつきての説明を行っているとこすです。この会には地域、保護者が70名程度で参加しまして、その中でもコミュニティ・スクールの分科会では、約20名から30名程度の保護者、地域の方が集まって熱心に意見交換をしたとこすでござひます。

そのようなことから、コミュニティ・スクールへの関心は非常に地域また保護者につきては高まっているというふうを感じているとこすでござひます。

以上でござひます。

**○伊藤委員長**

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか、この件に関しまして。

**○屋間教育部長**

ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど吉田委員の御発言のあった、敷地と校舎の狭あい関係でございます。これがコミュニティ・スクールにどう影響してくるかということも含めまして、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

今阿部課長が答弁したとおり、小平第三小学校についてはかなり狭いということと、これから工事をしなければ敷地を確保することはできないということの現実がございます。あと周囲の環境としては、集合住宅がかなり建設されまして、児童が若干増えてくるという傾向があるということと。

キャパシティが一定であるということになりますと、どうしても学区の変更も考えていかないといけないということになっていくわけです。

そうしますと、小平第三小学校の構成する児童の方々の居住する区域が段々西の方へ移ってくる可能性もあるわけで、そういう中でコミュニティ・スクールを構成する周囲の方々の環境が若干かわる可能性もあるということが考えられるわけです。

そんなようなことございまして、かなりいろんな意味で慎重な面もあったのですが、地域の方の高まりというか、そういうのも考慮して今回ということになったわけでございます。

それで、今回このコミュニティ・スクールを発足するという形になったときに、校舎の狭あいがどういう形でその人たちに影響してくるかということなのではございますけれども、狭あいという前提でコミュニティ・スクールを発足するのだという認識であるはずでございます。

そういう面でコミュニティ・スクールの運営協議会の方々は、学校が狭いという形で教育委員会の方に要望されるということはないと思うのですが、与えられた一定の条件の中でもございますので、我々はできる限り環境をよくすることになりますけれども、ちょっと時間がかかりますので、そこは当然御了承いただくという形で進めていくということでございますので、よろしく願いいたします。

**○伊藤委員長**

よろしゅうございますか。

ーなしの声ありー

**○伊藤委員長**

それでは、この件につきまして了解ということで御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○伊藤委員長**

次に、協議事項（４）生涯学習推進課文化財係の廃止及び文化財担当主査の設置について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

**○阪本教育長**

協議事項（４）生涯学習推進課文化財係の廃止及び文化財担当主査の設置について、説明いたします。資料はございません。

小平ふるさと村に関する事務につきましては、本年４月１日から市長部局に事務委任すること、及び、指定管理者制度を導入することにつき、既に教育委員会の議決をいただいているところですが、これに関連し、市長部局から、４月１日以降、文化財係の職員を１名減とすることの要請を受けております。これを受けまして、事務局として検討いたしましたが、現実的には止むを得ないものと受けとめているところでございます。

現状、文化財係は、係長１名、主任１名となっており、引き続き文化財を担当する係長は生涯学習推進課に残りますが、係としては廃止し、係長職の文化財担当主査として職務に当たることとなります。

なお、教育委員会事務局の組織につきましては、小平市教育委員会事務局処務規則にて定めてございます。

本件につきまして、委員長の了解をいただきましたら、今後、市長部局と調整を進めるとともに、教育委員会３月定例会にて、同規則の改正を議案として提出したいと考えております。

以上でございます。

**○伊藤委員長**

このことにつきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

－なしの声あり－

**○伊藤委員長**

それでは、この件につきましては了解ということで御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○伊藤委員長**

以上で協議事項を終了いたします。

(議案)

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第53号、小平市教育委員会の組織の改正に伴う小平市長への協議について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第53号、小平市教育委員会の組織の改正に伴う小平市長への協議について、説明いたします。

かねてより、教育委員会事務局として市長に要望しておりました、いわゆる統括指導主事の設置につきましては、本年4月1日より設置することで、おおむね事務的な調整がついたところでございます。

その内容でございますが、事務局に教育施策推進を担当する課長級の参事を置くとともに、統括指導主事の職を置き、その職を新たに設置する参事が兼ねるというものでございます。また、その職には、専門的な教育職員をあてることが望ましいことから、東京都から管理職たる教育職員の派遣を要請することを考えております。

教育委員会の組織の改正にあたっては、地方自治法第180条の4第2項の規定により、課または課長相当職以上の職を設置する場合には、あらかじめ市長に協議するものとされておりますことから、別紙の内容にて市長に協議をするものでございます。

本件につき、可決をいただきましたら、市長に協議をし、最終的な調整を進めたいと、教育委員会3月定例会に、先ほどの生涯学習推進課文化財係の件とともに、統括指導主事の設置にかかる、小平市教育委員会事務局処務規則の改正の議案を提出したいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

—なしの声あり—

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

—討論省略の声あり—

**○伊藤委員長**

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第53号、小平市教育委員会の組織の改正に伴う小平市長への協議について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○伊藤委員長**

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第54号、小平市教育委員会事務の点検及び評価－平成19年度分－について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

**○阪本教育長**

議案第54号、小平市教育委員会事務の点検及び評価－平成19年度分－について、説明いたします。

委員の皆様には既に御承知のとおり、平成20年4月1日に施行された改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務についてみずから点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに公表することが義務づけられました。

昨年12月の教育委員会定例会では、この「点検・評価」の実施に当たり、小平市第三次長期総合計画・前期基本計画の平成19年度実施計画にあげられた事業を主な対象とすること等を内容とする「実施方針」を、議決いただいたところです。

この実施方針に基づきまして、事務局にて自己点検・評価を行い、2名の学識経験者と、私、教育長、並びに部課長とで2回の会議を持ち、その結果を報告書としてまとめたものでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

**○伊藤委員長**

阿部教育庶務課長、お願いいたします。

**○阿部教育庶務課長**

それでは、資料の小平市教育委員会事務の点検及び評価－平成19年度分－報告書に沿って説明申し上げます。

まず報告書の表紙の裏面、目次をごらんください。ローマ数字のⅠからⅣまでの表立てになっております。

Ⅰでは、点検・評価事務の概要。Ⅱでは、教育委員会で点検・評価を行った事務事業。Ⅲでは、



その点検・評価に対して学識経験者の知見の活用を図るということで、Ⅱの点検・評価を行った事務事業について御意見をいただいております。Ⅳは、点検及び評価の実施方針等の資料を載せております。

以降順に各章の概要を説明いたします。まず、2ページをお開きください。

概要でございます。1、背景は根拠となった法律と法により義務づけられた内容でございます。

2の実施の趣旨として、一つ目の丸で、効果的な教育行政の推進。二つ目の丸で、市民への説明責任であることを記載しております。

3、実施の方針では、(1)で、点検・評価の対象とした事務事業は大きく2つであり、①として教育委員の活動状況。②として前年度実施計画に挙げた教育委員会各課事業であること。またそれらを点検・評価の対象とした理由を述べてあります。

3の(2)は、自己点検・評価の方法を記載したものでございます。

3の(3)では、法に基づいてお願いした学識経験者による知見の活用経緯などを記載しております。

4ページをごらんください。このページから51ページまでが点検・評価を行った事務事業でございます。4ページから5ページは、先ほど述べました教育委員の活動状況を点検・評価したもので、会議・研修等の具体的な活動内容、実施回数などを記載し、その成果、今後の課題等を記載することにより点検・評価を行いました。

8ページをごらんください。このページから51ページまでが、前年度実施計画に挙げた教育委員会各課事業の点検・評価に関するものです。8ページから13ページまでは、平成19年度実施計画の教育委員会関係を抜粋したもので、事業名の前に番号をふり、15ページ以降に掲載する個票である、これら事業に対する点検・評価票の番号と対応しております。

16ページをごらんください。個票である点検・評価票の一つでございますが、ごらんのよう  
に点検・評価票の項目は上から、事業の概要、取組状況、事業の成果、今後の課題・取組の方向性で行いました。

54、55ページをごらんください。学識経験者2名の方から点検・評価に関する御意見をいただいております。事務事業の遂行状況はおおむね良好であるとの御意見をいただいております。

58ページ以降は、点検及び評価の実施方針。それから実施方針の作成から報告書作成等の経過を時系列に記載してございます。

以上が報告書の説明でございます。以上でございます。

## ○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

—なしの声あり—

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

御意見ございませんか。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第54号、小平市教育委員会事務の点検及び評価－平成19年度分－について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第55号、平成20年度教育予算の補正の申出について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第55号、平成20年度教育予算の補正の申出について、説明いたします。

本案は、市議会3月定例会提出議案の原案として、教育予算にかかる補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、教育債で900万円を増額いたします。

歳出につきましては、いずれも人件費について、教育総務費で682万9,000円の減、社会教育費で2,991万円の減、保健体育費で264万4,000円の減、合計して教育費で3,938万3,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

それでは質疑に移ります。御質問ございませんか。

○吉田委員

教育費で3,938万3,000円の減額となっております。これはすべて人件費の減というお話ですけれども。これについてちょっとお話をいただければと思います。

**○阿部教育庶務課長**

人件費の減につきましては、平成20年度の人件費は、平成19年度の職員がそのまま平成20年度もいるものとして予算計上してございます。したがって、平成20年3月31日までに職員が退職いたしますと、年齢構成が大きくなってまいります。それが大きな一つの原因でございます。年齢構成が変わりまして、給与の総額の増減がでございます。そういうものが主な原因で減額ということでございます。

以上でございます。

**○伊藤委員長**

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

**○伊藤委員長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

**○伊藤委員長**

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第55号、平成20年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

**○伊藤委員長**

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第56号、平成21年度教育予算の申出について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

**○阪本教育長**

議案第56号、平成21年度教育予算の申出について、説明いたします。

本案は、市長が市議会3月定例会に予算案を上程するに当たり、教育予算について市長に申し出るものでございます。

8ページをごらんください。10款、教育費につきましては、前年度比3%減の、55億8,409万6,000円でございます。また、これとは別に、5款、労働費のうち、緊急雇用

創出費について、教育委員会の事業にかかる予算が、642万5,000円でございます。

詳細につきましては、昼間教育部長より説明させます。

#### ○伊藤委員長

昼間教育部長、お願いいたします。

#### ○昼間教育部長

それでは、平成21年度教育予算について、御説明申し上げます。

平成21年度一般会計予算の全般的な特徴につきましては、去る2月6日（金）に開催されました市議会の「全員協議会」において、小平市長より市議会議員全員に対して説明を行った内容に沿って説明申し上げます。

平成21年度の小平市の予算でございますが、「行財政再構築プランに基づく見直しを進めるとともに、現下の厳しい経済環境にあつて、行政サービスの低下をさせることなく、より効率的・効果的な事業展開を図ることにより、真に必要なニーズにこたえる予算」ということで編成されております。

また、平成21年の4月に市長選挙が予定されておりますことから、「4月以降の市長が施策を実施する財源的な余地を残し、その施策の実現について選挙後の補正予算で速やかに行う」としてしております。

このために、今回の当初予算につきましては、市民生活にできるだけ影響を生じさせないことを前提としつつ、特に一般会計につきましては政策的な経費を含まない、いわゆる「骨格予算」として示されているところでございます。

次に、本議案の8ページを御参照ください。平成21年度の教育予算でございますが、平成21年度の予算規模等につきましては、教育長から説明申し上げたとおりでございますけれども、まず「歳出面」より申し上げますと、平成21年度につきましては、8ページ上段の「本年度予算額（A）」でお示しするとおり、10款教育費、55億8,409万6,000円及び下段の5款労働費、642万5,000円で、総額は55億9,052万1,000円でございます。なお歳出面の前年度との比較では、「増減額（A）－（B）」のとおり、10款では1億6,979万円の減、5款の緊急雇用創出費は皆増、642万5,000円となっております。

さらに、各予算科目ごとの主な増減の理由について説明申し上げます。

引き続き8ページを御参照ください。ここには具体的な記述がございませんけれども、主な増減の理由を申し上げます。

10款教育費の2項小学校費では耐震補強・大規模改造工事等にかかる工事費の減。3項中学校費では校舎増築工事の実施にかかる増。さらに4項社会教育費では平成21年度より事務を市長部局、これは市民生活部長ですけれども、そちらへ委任する小平ふるさと村にかかる事業費の減、中央公民館等の施設工事にかかる経費の減のほか、5項保健体育費では上水公園テニスコート改修工事の終了による減となっております。

また、今年度新たに5款労働費の緊急雇用創出費が予算措置されており、うち教育部では、指導課による「ティーチング・アシスタント事業」及び図書館による「郷土写真情報処理事業」の2つの事業を予定しており、事業に必要な予算の計上がなされております。

次に各課単位の歳入歳出について説明申し上げます。まず9ページを御参照ください。歳出から説明をさせていただきます。

9ページより各表の上部、上の方にそれぞれ各課の名称があり、最下段の「所属合計」の「予算額」が各課の歳出予算の合計でございます、その右側にそれぞれの財源内訳が記載されております。

例えば、教育庶務課については、平成21年度の当初予算額は11億2,064万2,000円、右に財源内訳として国及び東京都の補助金が2億6,625万5,000円、一般財源が4億6,108万7,000円、その右側が前年度の当初予算額10億9,921万5,000円でございます。

以下10ページ以降に各課の予算額が記載されておりますので、それぞれ御参照いただければと思います。

次に、平成21年度の教育部における主な事業につきましては、本議案の17ページ目、16ページまではページがあるのですが、17ページはないのですけれども、17ページ目です。

「主な事業の概要」に記載されております。なお、例年では「主要事業」でございますけれども、今年度は骨格予算のために「主な事業」と区別しているということをつけ加えさせていただきます。

本議案の17ページ目の資料につきましては、小平市第三次長期総合計画に定める5つの将来都市像ごとに事業を体系化したもので、5つの項目のうち、教育委員会関連の事業が含まれる項目は2つでございます。

一つ目は、「安全・安心で、いきいきとしたまちをめざして」として、地域・安全・生活・文化にかかる事業でございます。ここでは「新規事業」として「緊急雇用創出事業の実施」を掲げておりまして、うち教育委員会分としては、指導課のティーチング・アシスタント事業、図書館の郷土写真情報処理事業がここに含まれております。

二つ目は、「健康で、はつらつとしたまちをめざして」として、次世代育成・健康福祉・教育・生涯学習推進にかかる事業でございます。この項目の新規事業としては、最下段の「中央公園競技場四種公認更新工事」を、更に継続事業として「多摩・島しょ子ども体験塾事業の実施」「耐震補強（大規模改造を含む）の実施」「校舎増築事業の実施」「ティーチングアシスタントの拡充」「コミュニティ・スクール推進事業の拡充」「小平地域教育サポート・ネット事業の拡充」「放課後子ども教室推進事業の拡充」を引き続き行っていく予定でございます。

次に歳入面では、本議案の2ページをごらんください。2ページより各課別にお示ししておりますが、各課別の表の最下段の「所属合計」の「予算額」の項を御参照ください。

以下、各課別に申し上げますと、2ページから3ページ上段の教育庶務課分としては、校舎大規模改造等の国・東京都からの補助金を含めて4億7,955万5,000円、3ページ下段の

学務課分として、理科教育振興法による補助金を含めて572万6,000円、4ページ上段の指導課分として、都給与事務費等で1,446万8,000円、同じ4ページ下段の生涯学習推進課分として、平櫛田中彫刻美術館の入館料、放課後子ども教室推進事業、学校支援地域本部事業にかかる補助金等、2,267万4,000円、5ページ上段の体育課分として、市民総合体育館の使用料等、9,596万4,000円、同じ5ページ下段の公民館分として公民館の複写機使用料等、545万9,000円、最後に6ページの図書館分として図書館の複写機使用料等、81万9,000円をそれぞれ見込んでございます。

以上が、平成21年度教育予算の内容でございます。

#### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

質疑に移ります。御質問ございませんか。

#### ○森井委員

先日、学校公開で小学校を訪問した際に、6年生の外国語指導の授業を見させていただきました。その指導の方は、もちろん外国人でいらっしゃるのですけれども、発音が私としては気になるどころでした。どの国の方であれ、英語を母国語としていらっしゃる方の英語ですので、それについては問題はないと思うのですけれども、初めて触れる英語の発音について、やはりある程度一定のレベルというのでしょうか、質をそろえるための研修などは行っておられるのでしょうか。

また、点検・評価の報告書の中の14番「小学校英語体験活動の推進」に、平成23年度から新学習指導要領の本格実施が決まっている中で、外国語指導についての検討が必要であるという内容があるにもかかわらず、予算のところでは外国語指導に関するものが前年度より少し減っているのが気になります。質の向上のための研修や、外国人講師の方々への指導を徹底するためには、予算が必要なのではないのでしょうか。その2点につきましてお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○山田教育部理事

外国語の補助員に関しましては、外部委託をしているものでございますので、直接学校が指導員に対する研修は行えないものでございます。そういった指導員の質の問題があった場合は、やはり委託業者との協議になってまいるかと思っております。

なお予算面に関しては、担当の方からわかる範囲でお答え申し上げます。

#### ○白倉指導課長補佐

予算の関係で前年度より減ったことにつきましては、前年度実績をそのまま、今回予算計上しています。その関係で予算の額が減ったということで、内容についてはかわっていないということになります。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

御意見ございませんか。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第56号、平成21年度教育予算の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。それでは10時40分まで休憩といたします。

午前10時26分 休憩